

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の実施要領

〔平成 14 年 12 月 10 日 監査委員協議会決定
最終改正 令和 8 年 8 月 6 日〕

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、住民監査請求に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述並びに第 8 項の規定に基づく陳述の聴取及び陳述の聴取を行う場合の立会いについて、必要な事項を定める。

(証拠の提出)

第 2 条 証拠を提出する場合は、持参又は郵送により提出するものとする。

2 持参にあっては、陳述開始までに提出し、郵送にあっては、陳述の日の前日までに到達するものとする。ただし、監査委員が特に認めるときは、この限りでない。

3 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

(請求人等の陳述)

第 3 条 陳述は、請求人(請求人が複数の場合又は法人その他の団体の場合は請求人が選出した代表者)又はその代理人(以下「請求人等」という。)が行うものとする。

2 代理人が陳述を行う場合は、あらかじめ請求人又はその代表者の委任状を提出しなければならない。

3 請求人等の陳述には、監査委員が少なくとも 1 人以上は出席しなければならない。

4 請求人等は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 請求人等の陳述の時間は、全体で 60 分を超えないものとし、原則として 1 人につき 10 分程度とする。

6 陳述の内容は、法第 242 条第 1 項の規定により請求人が行った請求の要旨を補足するものに限る。

(関係職員等の立会い)

第 4 条 監査委員が請求人等の陳述の聴取を行う場合において、関係のある知事その他の執行機関若しくは職員(以下「関係職員等」という。)が立ち会う

ときは、関係職員等は監査委員の指示に従うものとする。

- 2 監査委員は、関係職員等が請求人等の陳述に対する意見を口頭により述べることを認めることができる。
- 3 監査委員は、関係職員等の立会いが、請求人等の円滑な陳述の支障となると認めるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述の聴取)

第5条 監査委員は、関係職員等から陳述を聴取する場合において、監査対象箇所が複数であるときは、それらを代表する者から陳述を聴取することができる。

- 2 関係職員等の陳述の時間は、原則として1人につき10分程度とする。
- 3 第3条第3項及び第4項の規定は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合について準用する。この場合において、「請求人等」とあるのは「関係職員等」と読み替えるものとする。

(請求人等の立会い)

第6条 監査委員が関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、請求人等が立ち会うときは、請求人等は監査委員の指示に従うものとする。

- 2 前項において代理人が立会いを行う場合は、あらかじめ請求人又はその代表者の委任状を提出しなければならない。
- 3 監査委員は、請求人等が関係職員等の陳述に対する意見を口頭により述べる機会を認めることができる。
- 4 監査委員は、請求人等の立会いにより、県の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し支障が生じる等の事情が認められるときは、請求人等の立会いを制限することができる。

(陳述の聴取の中止等)

第7条 監査委員は、陳述を行う者が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述の聴取を中止することができる。

- 2 監査委員は、立会いを行う者が監査委員の指示に従わず、円滑な陳述が困難であると認められるときは、その者に退場を命ずることができる。
- 3 陳述開始時刻を10分経過しても請求人等が陳述の聴取の会場（以下「会場」という。）に入室しなかった場合には、陳述を辞退したものとみなす。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 4 監査委員は、請求人等が第3条第5項に規定する予定時間を超えてもなお陳述を終了しない場合には、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述

の聴取を打ち切ることができる。

(陳述の聴取の公開)

第8条 陳述の聴取は公開とする。ただし、監査委員の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 陳述の聴取の傍聴を希望する者は、住所及び氏名をあらかじめ監査事務局長に申し出なければならない。
- 3 前項の規定により傍聴する者（請求人のうち陳述を行う予定のない者を含む。以下「傍聴人」という。）の定員は、20名とする。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその定員の数を変更することができる。
- 4 傍聴を希望する者が定員を超過する場合は、抽選により傍聴人を決定する。
- 5 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者（以下「報道関係者」という。）は、あらかじめ所属する報道機関の名称及び氏名を申し出た上で、取材のため傍聴することができる。ただし、会場の状況等により監査委員はその数を制限することができる。

(入場の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒、その他危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、幕、たすきその他の会場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に規定する物のほか、陳述若しくは陳述の聴取を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 傍聴人のうち陳述の開始時刻までに着席しない者
- (6) その他陳述若しくは陳述の聴取を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人等の守るべき事項)

第10条 傍聴人及び報道関係者は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) その他会場の秩序を乱し、又は陳述若しくは陳述の聴取を妨害するような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第 11 条 会場において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、監査委員の指定する陳述開始前の時間内において、会場を撮影又は録音する場合及び第 14 条の規定に基づく記録のために録音する場合は、この限りでない。

(傍聴人等の退場)

第 12 条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人及び報道関係者に退場を命ずることができる。

- (1) 監査委員が第 8 条第 1 項ただし書の規定により陳述を非公開としたとき。

- (2) 第 9 条から前条までの規定に違反したとき。

2 退場を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならない。

(陳述の聴取の進行に関する特例)

第 13 条 監査委員は、特段の事情がない限り、第 3 条第 4 項（第 5 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 10 条に規定する指示並びに第 11 条ただし書に規定する指定を、監査事務局長に行わせるものとする。

(陳述内容の記録等)

第 14 条 監査事務局長は、第 3 条及び第 5 条の規定に基づく陳述の聴取が行われたときは、その内容を記録し、整理するものとする。

(その他)

第 15 条 この実施要領に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員が協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の実施基準（昭和 60 年 5 月 9 日）は、廃止する。
- 3 この要領は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。